

須賀川市特撮映像作品撮影事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特撮映像作品の撮影の誘致を促進することにより、本市の特撮文化の振興を図るとともに、当該映像作品を通じて本市の知名度の向上及び交流人口の拡大を目的として、特撮映像作品を制作する個人又は団体が特撮映像作品の制作に要する経費に対し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において須賀川市特撮映像作品撮影事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特撮 特殊撮影の略語をいう
- (2) 特撮映像作品 特撮を活用した作品であって、放映、放送、配信等を目的として作成する動画
- (3) 商業映像作品 興行を目的として映画館に配給される映画又は収益を目的として放映、放送、配信等される動画
- (4) 備品 比較的長期（通常の状態でおおむね3年程度以上）の使用に耐える物品であって、その取得価格（取得価格が不明であるもの又は特殊な条件において取得したものにあっては、市場価格を基礎として評定した価格）が5万円以上のものをいう。
- (5) 消耗品 1回限りの使用で消耗する物品その他短期間に消耗することはないがその性質上長期間使用に適しない物品及び備品類似のものであるが備品とはされない物品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、特撮映像作品を市内で撮影する個人又は団体とする。ただし、須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等を含む場合は、対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 商業映像作品を除く特撮映像作品で、市内で撮影するもの

- (2) 本市の知名度の向上及び交流人口の拡大が期待できると認められるもの
 - (3) 撮影現場を原則公開すること。
 - (4) 特撮映像作品の内容が公序良俗に反するものでないもの
 - (5) 特撮映像作品の内容が政治的又は宗教的目的を有するものでないもの
- (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、市内での撮影に要する経費のうち次のとおりとする。ただし、備品は除くものとし、消耗品の合計は5万円以内とする。

- (1) 撮影スタッフ及び役者の移動に要する経費
- (2) 撮影スタッフ及び役者の市内での宿泊に要する経費（食糧費を除く。）
- (3) 着ぐるみ、ミニチュア等の制作及び修繕に係る消耗品の購入に要する経費
- (4) 撮影機材の借上げに要する経費
- (5) 撮影セット等の設営及び撤去に要する経費
- (6) 撮影地等の施設使用に要する経費

2 前項の場合において、国、県、学校等からの助成金等による収入がある場合は、その額を当該補助対象経費から差し引くものとする。

(補助金の上限額)

第6条 補助金の上限額は、補助対象経費又は50万円のいずれか少ない金額とし、おおむね3年ごとに須賀川市補助金等の交付基準に基づき見直しを実施するものとする。

2 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を補助金とする。

(補助金の交付申請添付書類)

第7条 規則第4条第1項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 補助対象経費が確認できる書類

(4) 企画書、台本等の特撮映像作品の概要が分かるもの

(5) 撮影に係る行程表

(概算払いの請求)

第8条 規則第8条の規定により、概算払を可として交付決定を受けた場合は、次に定めるところにより請求することができる。

(1) 請求回数の上限は、1回とする。

(2) 1回あたりの請求額の上限は、交付決定額とする。

2 補助対象者が前項の規定による補助金の概算払の請求をしようとするときは、規則第20条で規定する補助金等概算払請求書に概算払を必要とする理由を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第17条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実績書(第3号様式)

(2) 収支決算書(第4号様式)

(3) 補助対象経費の支払を証明する書類

(4) 市内での撮影シーンの記録映像又は写真

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

事業計画書

1 事業内容

2 事業の内容及び経費の配分

事業種目	総事業費 (A + B)	負担区分		経費算出の基礎
		市補助金	その他	
特撮映像作品撮影事業	円	(A) 円	(B) 円	
計				

3 事業着手（予定）年月日 年 月 日

4 事業完了予定年月日 年 月 日

第2号様式（第7条関係）

収支予算書

1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
その他の助成金					
自己負担					
計					

2 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
交通費	円	円	円	円	
宿泊費					
制作及び修繕費用					
賃借料					
設営及び撤去費用					
施設使用料					
その他					
計					

第3号様式（第9条関係）

事業実績書

1 事業内容

2 事業の内容及び経費の配分

事業種目	総事業費 (A + B)	負担区分		経費算出の基礎
		市補助金	その他	
特撮映像作品撮影事業	円	(A) 円	(B) 円	
計				

3 事業着手年月日 年 月 日

4 事業完了年月日 年 月 日

第4号様式（第9条関係）

収支決算書

1 収入の部

区分	本年度予算額	本年度決算額	比較		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
その他の助成金					
自己負担					
計					

2 支出の部

区分	本年度予算額	本年度決算額	比較		備考
			増	減	
交通費	円	円	円	円	
宿泊費					
制作及び修繕費用					
賃借料					
設営及び撤去費用					
施設使用料					
その他					
計					